

小城・多久地区保護司会
令和元年度 第2期地域別定例研修会

日 時 : 8月27日(火) 10:00~12:00

会 場 : ゆめりあ 1階 保健指導室

保 護 司 信 条

私たち保護司は、社会奉仕の精神をもって、

- 一 公平と誠実を旨とし、過ちに陥った人たちの更生に尽くします。
- 一 明るい社会を築くため、すべての人々と手を携え、犯罪や非行の予防に努めます。
- 一 常に研鑽に励み、人格識見の向上に努めます。

次 第

- 1 開 会
- 2 「保護司信条」の唱和
- 3 会長挨拶
- 4 第2期地域別定例研修会
研修テーマ「刑の一部猶予制度について」 徳永保護観察官
「薬物依存症からの回復」 NPO 法人佐賀 DARC
- 5 閉 会
- 6 その他、業務連絡
 - (1) 新任保護司の紹介(令和元年9月1日付)
浅川 さとみ 氏(多久支部)
鍵山 文子 氏(小城支部)
中尾 勝吉 氏(小城支部)
 - (2) 社明作文回収・選考会・反省会について

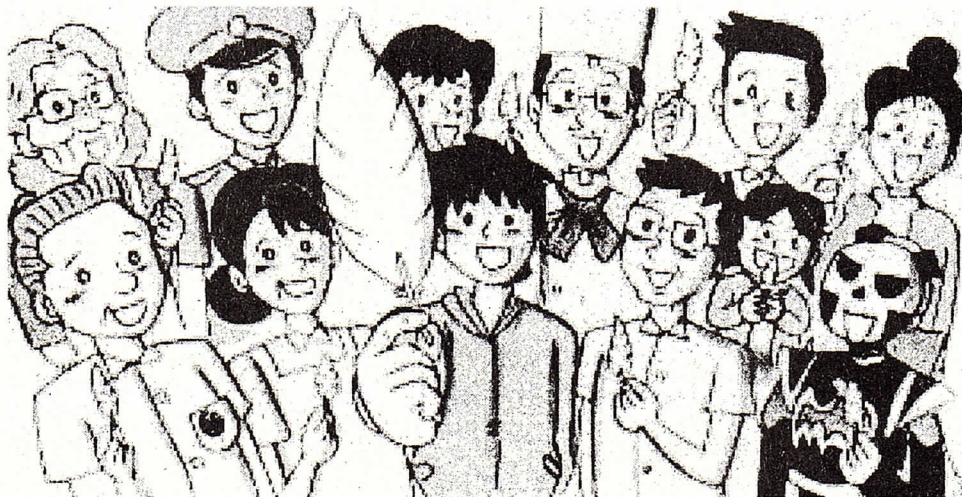
刑の一部猶予制度について

【研修のねらい】

平成28年6月、「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が施行されました。同制度開始から3年が経過し、同制度に基づく保護観察が開始されています。

一部執行猶予制度は、生活環境調整に始まり、保護観察の期間は最長で5年とされていることから、担当の期間は長期間となることもあります。

今回の研修では、同制度の概要等を改めて確認するとともに、事例検討、外部講師の講話を聴くことで、今後の処遇の参考にしておくことを目的とします。



＜研修の進め方＞

- 1 講義・事例紹介
- 2 佐賀ダルク講話
- 3 質疑応答・まとめ

1 刑の一部執行猶予制度とは

平成28年6月に刑の一部執行猶予（以下、「一部猶予」という。）制度に関する法律の施行により開始。

(1) 一部猶予制度導入の経緯等

- ① これまでは刑期の全体の執行を猶予する全部執行猶予か、実刑とするかの2つの選択肢しかありませんでした。
- ② 刑務所出所者の再犯防止・社会復帰のための仕組みとして仮釈放制度がありますが、短期の刑の場合は仮釈放が困難であり、短期以外の刑でも仮釈放の期間が短く、施設内処遇の後に十分な期間にわたる保護観察を実施することができない状況にあり、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図ることができませんでした。
- ③ 再犯者の割合が増加しており、犯罪者の再犯防止及び社会復帰の促進が喫緊の課題となっていました。

その中でも、薬物事犯者については、再犯率が高く、特に施設内処遇と社会内処遇の連携が必要であり、一定の保護観察期間の確保が必要と考えられました。

(2) 刑の一部の執行猶予制度の概要

本制度は、3年以下の懲役又は禁錮の刑のうち、一定期間を執行して施設内処遇を行った上、残りの期間については、1年間から5年間その執行を猶予し、社会内において、刑事施設での処遇の効果を維持強化させることで、再犯防止を図ることをねらいとしています。

ア 実施対象者

- ① 根拠法令：刑法（第27条の2，3）

- ・前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
- ・前に禁錮以上の刑に処せられた者のうち
 - それが全部執行猶予であった者
 - その執行後（免除後）、5年以内に禁錮以上の刑に処せられていない者



保護観察に付することができる（裁判所の裁量）

- ② 根拠法令：薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（薬物法）第3条，第4条

・薬物使用等の罪を犯した者で、初入者でないもの（累犯者）のうち、施設内処遇に引き続き社会内で依存改善の処遇をすることが再犯防止に必要かつ相当である者



猶予の期間中保護観察に付する（必要的）

つまり・・・
 ・初入者+5年以内に禁錮以上の受刑なしの者
 ・薬物の所持・使用の罪の累犯者が該当。

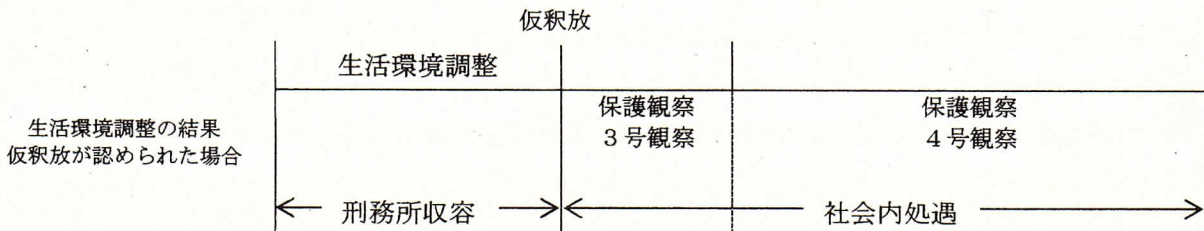
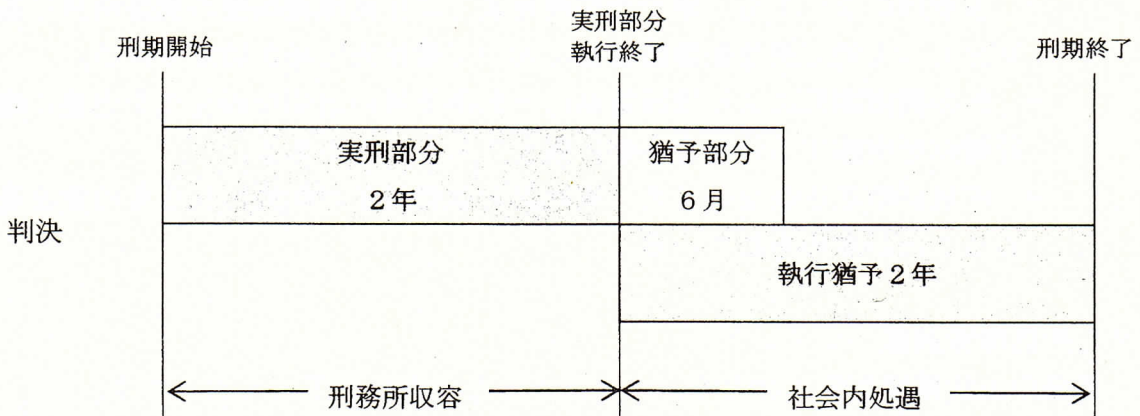


この制度は、2つの法律から成り立っていたんだね！

※ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者（初入者）
 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又は執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者（準初入者）

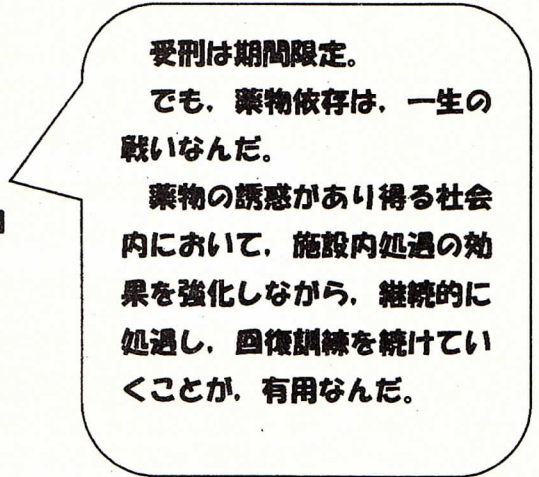
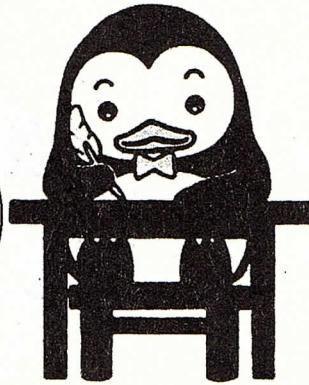
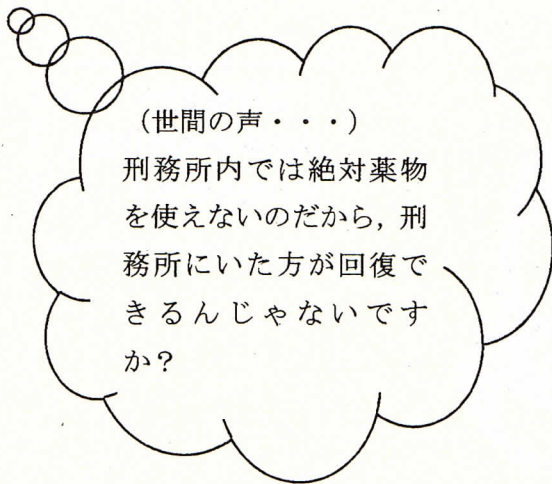
(3) 刑の一部執行猶予のイメージ

例：懲役2年6月，うち6月につき保護観察付執行猶予2年の場合



この例では、「懲役2年6月のうち、6月につき保護観察付執行猶予2年」ですので、最初の2年は刑務所に収容され、収容期間終了後、刑務所から出所し、本来であれば刑務所に収容されるべき残りの6月の期間については、その収容が2年間猶予されるものです。

なお、仮釈放がないこともあります。



2 一部猶予対象者に係る生活環境調整

(1) 保護観察付一部猶予の対象者の場合、仮釈放の有無にかかわらず、実刑部分執行終了後、必ず保護観察が開始されることから、適切な帰住先を確保することが重要であり、生活環境調整の一層の充実強化が必要となってきます。

- 仮釈放がなくても、猶予期間開始までに生活環境調整の調整結果に基づき、決定をもって地方更生保護委員会において帰住先住居が特定される。
- 生活環境調整により保護観察付一部猶予者の適切な帰住先を迅速に確保し、保護観察を実施する体制を事前に整えておく必要がある。
- 住居が特定されないまま、実刑部分執行終了で釈放される者の数を最少にとどめることが求められている。

(2) 生活環境調整のポイント

従来の生活環境調整に加えて、ポイントとなる点は以下のとおりです。

- ① 調整を行っている帰住予定地への帰住が難しい場合、従来以上に他に適当と思われる帰住予定地等についても調査・調整を行う必要があること。
- ② 実刑部分終了で出所した場合の引受意思について確認すること。
- ③ 薬物事犯者の場合、保護観察所で実施する「薬物再乱用防止プログラム」の受講が原則として期間中を通じて義務付けられるため、就労について調整が必要となること。

3 一部猶予対象者に係る保護観察

(1) 一部猶予対象者に対する保護観察の担当保護司としての主な対応は、以下のとおりです。

① 対象者本人との接触

従来の保護観察の接触と同様

※処遇段階：保護観察付一部執行猶予者のうち、専門的処遇プログラムの受講が特別遵守事項に定められている者については、A段階に編入されることとなります。通常の保護観察と違って処遇段階と実際の接触回数が合致しないことがあるので、担当通知書又は保護観察の実施計画で必ず確認してください。

② 引受人等、家族との連絡調整

③ 専門的処遇プログラムの受講状況について主任官と共有。

(2) 留意事項

一部猶予対象者を担当する際の主な留意点は以下のとおりです。

① 一部猶予制度全般

専門的処遇プログラムの受講が特別遵守事項で設定されている場合、報告書に記載する処遇段階表示と実際の接触回数が合致しないことがあるので、**担当通知書又は保護観察の実施計画で必ず確認してください。**

(例) 保護観察経過報告書の処遇段階表示は「A」と記載するが、接触回数は「B段階」に準じて行うなど。

② 仮釈放期間と一部猶予期間が連続する場合

・ 3号観察と4号観察で**事件番号が変更**

・ 仮釈放期間終了時に3号観察終了に係る担当終了通知は送付されないが、一部猶予期間開始に係る担当通知が送付される。

→ 担当通知で**事件番号や段階等を確認。**

→ **3号関係の書類は一部猶予の4号観察の担当終了時に併せて返還。**

③ 一部猶予期間開始時の主任官面接について

→ 仮釈放期間の状況等によっては、一部猶予開始時の**主任官面接は省略**されます。

(3) 良好・不良措置

① 良好措置（仮解除）

刑の一部の執行猶予中の保護観察についても保護観察付全部猶予（現在の4号観察）と同じく、行政官庁（地方更生保護委員会）の処分により仮に解除することができます。（刑法第27条の3第2項）

② 不良措置

- ・仮釈放の取消し（刑法第29条第1項第4号）

現行の仮釈放（3号観察）の取消しと同じく、仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかったときに取り消すことができます。

- ・刑の一部の執行猶予の必要的取消し（刑法第27条の4）

猶予の言渡し後に更に罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは言渡しを取消しなければなりません。

- ・刑の一部の執行猶予の裁量的取消し（刑法第27条の5）

猶予の言渡し後に更に罪を犯し罰金に処せられたとき、また保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったときに取り消すことができます。

【参考：全部執行猶予者（4号対象者）】

- ・刑の全部の執行猶予の裁量的取消し（刑法26条の2第2項）

遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いときに取り消すことができます。



一部猶予者は、全部猶予者よりも、一層強く遵守事項の遵守が求められることになるんだね。

また、一部猶予者が所在不明になった場合であっても、全部猶予者と同様に、停止にはなりません。ただし、一部猶予者が仮釈放された場合、仮釈放期間中に所在不明となった場合には、停止の対象となります。

4 事例紹介

<事例1>対象者 K のプロフィール

性別（年齢）：男（35歳）

判決：懲役2年，うち6月について執行猶予2年（保護観察付）

引受人：実母（居住先は自宅）

刑務所入所回数：本件で3回目（準初犯3入）

過去の保護観察歴：2回（少年時0回，仮釈放2回）

※直近の仮釈放：平成21年3月に仮釈放し，同年5月に特段問題なく満了。

本件犯罪：覚せい剤取締法違反（平成29年3月に注射による自己使用。）

仮釈放期間：約2か月半。

薬物再乱用防止プログラム受講の特別遵守事項の設定あり。

仮釈放期間が満了し，平成30年7月に一部猶予期間が開始となった。

Kは，仮釈放期間中から，保護観察所で行われるプログラムを受講し，コアプログラム（5回）が修了した。平成30年10月からステップアッププログラムを受講することになっていたものの，同プログラムの5日前に「腰痛により出頭できない。病院を受診したい。プログラムの日程を変更してほしい。」旨，担当保護司に相談があった。担当保護司は，すぐに主任官に報告し，今後の対応を協議した。プログラムを延期した上で，病院を受診したことの証明資料を持参するよう指示した。翌日，担当保護司は，本人宅を往訪し，本人の状態を聴取するとともに実母からも状況を聴取した。

延期した日時にプログラムを受講するとともに，診断書の提出があった。

同年9月，「薬物関係者とは会いたくないので，集団でのプログラムは受けたくない。」旨，本人から相談があったので，個別でプログラムを実施することにした。主任官は，佐賀ダルクによる薬物相談を勧めたところ，本人が希望したため，同相談を実施した。

同年10月，プログラムに不出頭。主任官が本人に往信したところ，「受講日を来週と勘違いしていた。」旨述べた。主任官が厳しく指導した上，受講日を25日と指定し，必ず出頭するよう指導した。

同月25日，プログラムの受講日であったが出頭しなかった。本人に往電するも，電源が切られていた。

同年11月，主任官は，「呼出通知書」を本人宅に送付した。本人から「プログラムは色々話せて楽しかったが，もうプログラムに出席したくない。」旨，電話があった。

このような状況であったことから，主任官が保護観察所に呼び出して質問調査を実施し，刑の執行猶予の言渡しの取消申出を行った。

<事例2>対象者 Y のプロフィール

性別(年齢) : 女性(35歳)

判決 : 懲役2年, うち6月について執行猶予4年(保護観察付)

引受人 : 実母

(刑務所入所前から本人と同居し, 保護観察に協力的)

刑務所入所回数 : 本件で2回目

過去の保護観察歴 : 2回(3号と4号がそれぞれ1回)

本件犯罪 : 覚せい剤取締法違反

仮釈放期間 : 2か月

薬物再乱用防止プログラム受講の特別遵守事項の設定あり

Yは, 仮釈放となってから, 仮釈放期間及び一部猶予期間の保護観察中に保護観察所で行われるプログラムに遅刻することなく出席しており, 問題なく受講が全て終了し, 来訪日時も守っていた。

引受人は, 過去にはYのことで色々と苦勞をしていたが, 生活環境調整時から保護観察の趣旨を十分に理解し, Yの釈放後の生活について相談があったり, 引受人会や家族会などにも積極的に参加したり, 保護観察開始後の往訪には必ず同席するなどして, Yの保護観察に協力的だった。

保護観察所でのプログラム受講修了後も, Yに薬物を再使用している様子はなく, 保護観察所から紹介された薬物回復施設に定期的に通い, 面接等を受けている。また, 就労も仮釈放時から稼働している会社で継続している。

5 佐賀ダルク講話

6 質疑応答・まとめ

就労支援に関して、御協力をお願いします。

現在、全国の保護観察所において『プロジェクト 1500』に取り組んでいます。

『プロジェクト1500』とは

- 保護観察対象者等を雇用する協力雇用主の数を2020年4月までに全国で1500社にしようとするもの。現在、この目標を達成すべく取り組んでいます。
(本年4月1日現在で945社)

そこで当庁の今後の取組として

- 1 就労に向けての指導をお願いします。
無職者数を 0 (事情があつて働けない者等は除く) に近づけたい。協力雇用主の活用が必要になった際には、主任官に御連絡願います。
- 2 対象者が働く職場を協力雇用主としての登録を促していく。
対象者が、前歴(保護観察であることを)を開示して働いているのか、秘匿の可否について確認の上、経過報告書の『就労・就学関係』の『保護観察秘匿の可否』欄に必ず記載願います。秘匿の要なしの場合、同稼働先が協力雇用主として登録にふさわしいのか、まずは稼働先の様子を聴いてほしい。ただし、**対象者との関係等から、この話を進めるべきではないと判断したのであれば、この話は見合わせてもらって構いません。くれぐれも本人の承諾なしで雇用主の調査をしたりすることは行わない。**
- 3 協力雇用主の登録が昨年度途中から変わりました。
別添チラシのとおり、暴力団に関する照会が必要となり、本説明は保護観察所の職員が行うことになりました。協力雇用主の登録にあたっては、保護観察所の職員が登録を希望する事業主に説明に伺います。御理解と御協力をお願いします。

協力雇用主に登録して下さる事業主の皆様へ



法務省保護局

暴力団関係照会への御協力をお願い

平素から更生保護に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

法務省では、暴力団の排除を徹底するため、平成30年9月1日以降に協力雇用主に登録する事業主について、都道府県警察に暴力団関係照会を行わせていただいております。

また、これまで登録されていた協力雇用主についても、平成31年1月10日から、保護観察対象者等を雇用し、奨励金を支給する場合には、同様の照会を行わせていただくことになりましたので、何卒御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、照会の結果、暴力団排除の要件に該当した場合には、奨励金をお支払いできないとともに、協力雇用主に登録できない、あるいは協力雇用主の登録を抹消することになりますので御了承願います。

提出をお願いする書類

①誓約書、②役員等名簿、③登記事項証明書（写し可）、④役員等名簿に掲載されている役員の本人確認書類（住民票、免許証等）の写し

※記載事項を確認するため全ての役員の本人確認書類の提出をお願いしています。大変お手数ですが、円滑な支給手続のため、速やかな書類の提出に御理解と御協力をお願いします。

暴力団排除の要件

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるもの。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているもの。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
※「社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフコンパや誕生会、還暦祝い等の行事等に出席している場合等が該当します。